

射水市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例

平成 18 年 3 月 22 日

条例第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、本市の公の施設に係る指定管理者（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の指定の手續等に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募)

第 2 条 市長又は教育委員会（以下「市長等」という。）は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、規則又は教育委員会規則（以下「規則等」という。）で定める事項を明示して、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）を公募するものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第 3 条 前条の規定により公募された公の施設に係る指定管理者の指定を受けようとする法人等は、市長等に対し、申請書に事業計画書その他規則等で定める書類を添えて、当該指定の申請をしなければならない。

(指定管理候補者の選定)

第 4 条 市長等は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準に基づき当該申請の内容を審査し、同条の規定による申請をした法人等のうちから最も適当と認めるものを指定管理者の候補者（以下「指定管理候補者」という。）として選定するものとする。

- (1) 市民の平等な利用が確保されること。
- (2) 公の施設の効用を最大限に発揮するとともに、効率的な管理ができること。
- (3) 指定管理者の指定の申請をした法人等が、公の施設の管理を適正かつ確実に実施するために必要な財産的基礎及び人的構成を有すること。

(公募によらない指定管理候補者の選定)

第 5 条 市長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、第 2 条の規定による公募を行わずに指定管理候補者を選定することができる。

- (1) 第 3 条の規定による申請がなかったとき。
- (2) 前条の規定による審査の結果、指定管理候補者となるべき法人等がなかったとき。
- (3) 前条の規定により指定管理候補者を選定した後、当該指定管理候補者を指定管理者として指定することが不可能となったとき、又は著しく不相当と認められる事情が生じたとき。
- (4) 法第 244 条の 2 第 1 項の規定により指定管理者の指定を取り消した場合において、当該指定管理者の管理していた施設について直ちに新たな指定管理者を指定しなければ著しく公益が損なわれるおそれがあると認められるとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、公募を行わないことについて合理的な理由があると認められるとき。

2 前項の規定による指定管理候補者の選定に当たっては、市長等は、選定しようとする法人等と協議し、第3条に規定する書類の提出を求め、当該書類の内容を前条各号に掲げる基準に基づき審査するものとする。

(協定の締結)

第6条 市長等は、法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経て指定管理者を指定したときは、当該公の施設の管理に関し、指定管理者と協定を締結するものとする。

(事業報告書)

第7条 指定管理者は、毎年度終了後及びその指定の期間の満了後、速やかに、その管理する公の施設の管理の業務に関し規則等で定める事項を記載した事業報告書(以下この条において「事業報告書」という。)を作成し、市長等に提出しなければならない。ただし、年度の中途において法第244条の2第11項の規定により指定を取り消されたときは、速やかに、当該指定を取り消された日の属する年度の開始の日から当該指定を取り消された日までの期間について事業報告書を作成し、市長等に提出しなければならない。

(業務報告の聴取等)

第8条 市長等は、公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し定期的に、又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(原状回復の義務)

第9条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理を行わないこととなった公の施設の施設及び設備を直ちに原状に回復しなければならない。ただし、市長等の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償の義務)

第10条 指定管理者は、故意又は過失により、その管理する公の施設の施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、直ちにこれを原状に回復し、又はその損傷若しくは滅失によって生じた損害を賠償しなければならない。

(秘密保持義務等)

第11条 指定管理者が行う公の施設の管理の業務に従事している者又は従事していた者は、個人情報適切に保護されるよう配慮するとともに、当該管理の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。

(名称等の変更の届出)

第12条 指定管理者は、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地の変更があったときは、遅滞なく、その旨を市長等に届け出なければならない。

(指定等の告示)

第13条 市長等は、指定管理者の指定をしたとき、法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しく

は一部の停止を命じたとき、又は前条の規定による届出があったときは、遅滞なく、その旨を告示するものとする。

(委任)

第 14 条 この条例に定めるもののほか、指定管理者の指定の手續等に関し必要な事項は、規則等で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。